

第202回 定時株主総会招集ご通知

- 開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
- 開催場所 大阪府中央区平野町四丁目1番2号 当社本社内

新型コロナウイルス感染症 対応に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご出席いただく株主さまは、当日の感染症の流行状況、行政からの要請内容およびご自身の体調等をお確かめのうえ、マスクの着用等の感染予防措置を講じて、ご来場いただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場では、検温等の感染予防措置を講じ、発熱、咳等の症状がある場合は入場をご遠慮いただく場合がございますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、感染リスクを低減するため、株主さまへのお土産の配布は取り止めさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ



株主の皆様には、平素から、当社グループの事業運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社グループは、長期経営ビジョン2030・中期経営計画2020に沿って、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー&サービスカンパニーとなることを目指しております。その一環として、お客さま起点でよりスピーディーな事業運営等を目指すため、当社と関係会社の持つ強みをエネルギー分野における中心的役割を担う基盤会社3社に集約し、本年4月から、新しいグループ組織体制をスタートさせました。

経営環境が大きく変化し続ける中、お客さまへの提供価値を徹底的に追求し、Daigasグループ一丸となって、積極的かつ着実に事業活動を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、お客さまや従業員の安全にも十分に配慮しながら、引き続きエネルギーの安定供給を継続し、社会機能の維持に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2020年5月

代表取締役社長 **本 庄 武 宏**

目次

招集ご通知	2	連結計算書類	
株主総会参考書類	6	連結貸借対照表	38
第1号議案 剰余金の処分の件	6	連結損益計算書	39
第2号議案 取締役9名選任の件	7	計算書類	
第3号議案 監査役2名選任の件	13	貸借対照表	40
事業報告		損益計算書	41
I 企業集団の現況に関する事項	16	監査報告	
II 役員に関する事項	27	連結計算書類に係る	
III 株式に関する事項	32	会計監査人の会計監査報告	42
IV 会計監査人の状況	33	会計監査人の会計監査報告	44
V 業務の適正を確保するための		監査役会の監査報告	46
体制に関する事項	34	(ご参考)	
		株式伝言板	47

(証券コード 9532)
2020年5月29日

株主各位

大阪市中央区平野町四丁目1番2号
大阪瓦斯株式会社
代表取締役社長 本 荘 武 宏

第202回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第202回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、後記4頁から5頁までに記載のとおり、書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができます。いずれの場合も、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月25日（木曜日）午後4時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 日 時** 2020年6月26日（金曜日）午前10時
- 2 場 所** 大阪市中央区平野町四丁目1番2号 当社本社内
(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3 株主総会の目的である事項**
 - 報告事項** 第202期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項**
 - 第1号議案** 剰余金の処分の件
 - 第2号議案** 取締役9名選任の件
 - 第3号議案** 監査役2名選任の件

4 招集ご通知に際して提供すべき書類について

- (1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および定款の定めに基づき、当社ウェブサイト (<https://www.osakagas.co.jp/company/ir/stock/inform/index.html>) に掲載しております。
なお、会計監査人および監査役が監査をした連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の各書類であります。
- (2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類について、株主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合には、修正後の事項を書面の郵送または上記の当社ウェブサイトへの掲載により、お知らせいたします。

5 招集にあたっての決定事項（議決権行使の取扱いについて）

- (1) 議決権行使書用紙に各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法により議決権を行使された後に、電磁的方法により行使内容を変更された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面と電磁的方法の双方で議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

議決権行使に関するご案内

1 当日ご出席いただく場合（表紙の新型コロナウイルス感染症対応に関するお知らせをご確認ください。）

同封の議決権行使書用紙を会場受付（午前9時受付開始^(※)）にご提出ください。

株主総会当日における議決権の代理行使に関する代理人は、定款第13条第1項の規定により株主さま1名につき当社の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。

株主総会 2020年6月26日（金曜日）午前10時

(※)受付開始時間を変更しております。

2 当日ご出席いただけない場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2020年6月25日(木曜日)午後4時

電磁的方法による議決権行使

インターネットによる議決権行使について



下記をご参照いただき、手順にしたがって、下記の行使期限までに議決権をご行使ください。

本総会より、議決権行使書用紙記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく簡便に議決権を行使できる「スマート行使」を導入しておりますので、ご活用ください。

行使期限 2020年6月25日(木曜日)午後4時

(1) QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

1 バーコード読取機能付のスマートフォン等で議決権行使書用紙右下に記載されたQRコードを読み取ってください。

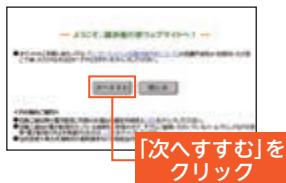


2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

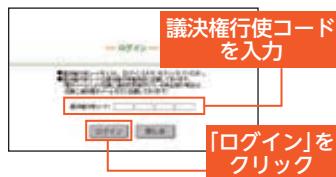
(注)「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。「スマート行使」での議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが、次の(2)の方法により再度議決権行使をお願いいたします。

(2) 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1 下記の議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された
議決権行使コードをご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された
パスワードをご入力ください。



4
以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。



議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

◎ バーコード読取機能付のスマートフォン等で左記のQRコードを読み取りいただき、議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことも可能です。
左記のQRコードは、議決権行使書用紙に記載された「スマート行使」のためのQRコードとは異なります。

上記のインターネットによる議決権行使に関する
操作方法等、システムに関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

電話  0120-652-031 (午前9時～午後9時)

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様におかれましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前申込された場合には、当該プラットフォームから電磁的方法により議決権を行使することも可能です。

- ・ 議決権行使ウェブサイト等をご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）等は、株主さまのご負担となります。
- ・ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- ・ 会社法第313条第2項に定める議決権の不統一行使の通知は、定款第13条第2項の規定により書面によるものとさせていただきます。

株主総会参考書類

1. 議決権の総数 4,143,703個

2. 議案および参考事項

第1号議案 ▶ 剰余金の処分の件

当期の期末配当といたしましては、当期の業績、今後の経営計画等を勘案し、次のとおりとさせていただきます。

なお、中間配当とあわせた当期の年間配当は、当社普通株式1株につき50円となります。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項 および総額	当社普通株式1株につき 25円
	総額 10,394,600,725円
支払開始日（剰余金の配当が効力を生じる日）	2020年6月29日

第2号議案 ▶ 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となります。

つきましては、取締役の員数を9名に減員するとともに社外取締役の比率を3分の1に高めることにより、経営の意思決定機能と業務執行機能の機動性・効率性のさらなる向上と、監督機能のさらなる強化を図りたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。（7頁から12頁までに記載）

候補者番号	氏名				現在の当社における地位		
1	お 尾	ざき 崎	ひろし 裕	再任	代表取締役会長		
2	ほん 本	じょう 荘	たけ 武	ひろ 宏	再任	代表取締役社長 社長執行役員	
3	ふじ 藤	わら 原	まさ 正	たか 隆	再任	代表取締役 副社長執行役員	
4	みや 宮	がわ 川	ただし 正	再任	代表取締役 副社長執行役員		
5	まつ 松	い 井	たけし 毅	再任	代表取締役 副社長執行役員		
6	た 田	さか 坂	たか 隆	ゆき 之	再任	取締役 常務執行役員	
7	みや 宮	はら 原	ひで 秀	お 夫	再任	社外取締役 独立役員	取締役
8	むら 村	お 尾	かず 和	とし 俊	再任	社外取締役 独立役員	取締役
9	き 来	じま 島	たつ 達	お 夫	新任	社外取締役 独立役員	

候補者番号

1

お ぎさ
尾 崎ひろし
裕

再任

1950年3月11日生

候補者の有する当社株式数

57,213株

略歴および重要な兼職の状況

1972年 5月 当社入社
 2002年 6月 同 取締役 東京駐在
 2002年 7月 同 取締役 東京駐在
 社団法人日本ガス協会常務理事
 2005年 6月 当社常務取締役
 ガス製造・発電事業部長

2007年 6月 同 常務取締役
 エネルギー事業部長
 2008年 4月 同 代表取締役社長
 2009年 6月 同 代表取締役社長 社長執行役員
 2015年 4月 同 代表取締役会長
 (現在に至る)



取締役候補者とした理由

2002年6月の当社取締役就任以降、ガス製造・発電事業部長、エネルギー事業部長等を務め、2008年4月から2015年3月まで代表取締役社長、2015年4月から代表取締役会長を務めており、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号

2

ほん じょう たけ ひろ
本 庄 武 宏

再任

1954年4月13日生

候補者の有する当社株式数

42,500株

略歴および重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
 2007年 6月 同 執行役員 企画部長
 2008年 6月 同 常務執行役員
 エネルギー事業部長
 2009年 6月 同 取締役 常務執行役員
 エネルギー事業部長

2010年 6月 同 取締役 常務執行役員
 サービス統括 リビング事業部長
 2013年 4月 同 代表取締役 副社長執行役員
 2015年 4月 同 代表取締役社長 社長執行役員
 (現在に至る)



取締役候補者とした理由

2007年6月の当社執行役員就任以降、エネルギー事業部長、リビング事業部長等を務め、2013年4月から代表取締役、2015年4月から代表取締役社長を務めており、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、引き続き、取締役候補者としたものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号	ふじ	わら	まさ	たか	再任	候補者の有する当社株式数
3	藤	原	正	隆	1958年2月28日生	17,200株

略歴および重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
 2012年 4月 同 執行役員
 エネルギー事業部
 エネルギー開発部長
 2013年 4月 同 執行役員
 大阪ガスケミカル株式会社
 代表取締役社長
 日本エンバイロケミカルズ株式会社
 代表取締役社長
 2015年 4月 当社常務執行役員
 大阪ガスケミカル株式会社
 代表取締役社長

2016年 4月 当社副社長執行役員
 CSR統括 経営企画本部長
 担当：情報通信部 CSR・環境部
 コンプライアンス部
 監査部
 分掌：株式会社オージス総研
 大阪ガスケミカル株式会社
 秘書部 広報部 人事部
 総務部 資材部
 2016年 6月 同 代表取締役 副社長執行役員
 (現在に至る)



取締役候補者とした理由

2012年4月の当社執行役員就任以降、大阪ガスケミカル株式会社代表取締役社長、経営企画本部長等を務め、2016年6月から当社代表取締役を務めており、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号	みや	がわ	ただし	再任	候補者の有する当社株式数
4	宮	川	正	1958年10月21日生	8,000株

略歴および重要な兼職の状況

1982年 4月 通商産業省入省
 2013年 6月 経済産業省製造産業局長
 2014年 7月 同 退官
 2015年 1月 当社入社
 2015年 4月 同 常務執行役員
 担当：地域共創部門
 2016年 4月 同 常務執行役員
 担当：地域共創部門 東京支社
 地区支配人 統括地区支配人
 東京駐在

2016年 6月 同 取締役 常務執行役員
 担当：地域共創部門 東京支社
 地区支配人 統括地区支配人
 東京駐在
 2018年 4月 同 代表取締役 副社長執行役員
 (現在に至る)



取締役候補者とした理由

2015年4月の当社執行役員就任以降、地域共創部門等を担当し、2018年4月から代表取締役を務めており、また当社入社は経済産業省において製造産業局長を務めるなど、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号

5

まつ い
松 井たけし
毅

再任

1961年2月18日生

候補者の有する当社株式数

13,600株

略歴および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
 2013年 4月 同 執行役員 財務部長
 2014年 4月 同 執行役員 人事部長
 2016年 4月 同 常務執行役員
 資源・海外事業部長

2017年 6月 同 取締役 常務執行役員
 資源・海外事業部長
 2019年 4月 同 代表取締役 副社長執行役員
 (現在に至る)



取締役候補者とした理由

2013年4月の当社執行役員就任以降、人事部長、資源・海外事業部長等を務め、2019年4月から代表取締役を務めており、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号

6

た さか たか ゆき
田 坂 隆 之

再任

1962年7月21日生

候補者の有する当社株式数

12,400株

略歴および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2012年 4月 同 理事 企画部長
 2015年 4月 同 執行役員
 リビング事業部計画部長
 2016年 4月 同 常務執行役員
 サービス統括 リビング事業部長
 2018年 4月 同 常務執行役員
 エネルギー事業部長

2018年 6月 同 取締役 常務執行役員
 エネルギー事業部長
 2020年 4月 同 取締役 常務執行役員
 経営企画本部長
 (現在に至る)



取締役候補者とした理由

2015年4月の当社執行役員就任以降、エネルギー事業部長、経営企画本部長等を務めており、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、引き続き、取締役候補者としたものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号	みや はら ひで お	再任	社外取締役	独立役員	候補者の有する当社株式数
7	宮原秀夫	1943年6月21日生			0株

略歴および重要な兼職の状況

1989年10月	大阪大学基礎工学部教授	2013年 4月	大阪大学大学院 情報科学研究科特任教授
1998年 4月	大阪大学大学院 基礎工学研究科長 基礎工学部長	2016年 4月	同 情報科学研究科招聘教授 (現在に至る)
2002年 4月	同 情報科学研究科長	2013年 6月	当社取締役 (現在に至る)
2003年 8月	大阪大学総長		
2007年 8月	同 退任		
2007年 9月	独立行政法人情報通信研究機構理事長		
2013年 3月	同 退任		



取締役候補者とした理由

情報工学分野の研究活動において、数々の功績をあげておられるとともに、大阪大学大学院情報科学研究科長、大阪大学総長を務められるなど、組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を有しておられます。また、2013年6月の当社取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である国立大学法人大阪大学等とガス使用契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同法人等の連結売上高（総収入）の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であります。また、当社は、国立大学法人大阪大学に寄付を行っておりますが、その額は、過去3年間平均で1千万円以下であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（15頁参照）を満たしております。

候補者番号	むら お かず とし	再任	社外取締役	独立役員	候補者の有する当社株式数
8	村尾和俊	1952年10月21日生			0株

略歴および重要な兼職の状況

1976年 4月	日本電信電話公社入社	2019年 6月	当社取締役 (現在に至る)
2012年 6月	西日本電信電話株式会社 代表取締役社長		
2018年 6月	同 相談役 (現在に至る)		



取締役候補者とした理由

西日本電信電話株式会社の代表取締役社長を務められるなど、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を有しておられます。また、2019年6月の当社取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である西日本電信電話株式会社等とガス使用契約、通信契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同社等の連結売上高の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（15頁参照）を満たしております。

候補者番号

9

き じま たつ お
来 島 達 夫

新任 社外取締役 独立役員

1954年9月22日生

候補者の有する当社株式数

0株

略歴および重要な兼職の状況

1978年 4月 日本国有鉄道入社
 2016年 6月 西日本旅客鉄道株式会社
 代表取締役社長
 2019年12月 同 取締役副会長
 (現在に至る)

【重要な兼職の状況】
 ・西日本旅客鉄道株式会社取締役副会長



取締役候補者とした理由

西日本旅客鉄道株式会社の代表取締役社長を務められるなど、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を有しておられることから、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、今回新たに、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である西日本旅客鉄道株式会社とガス使用契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同社の連結売上高の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（15頁参照）を満たしております。

- (注) 1. 候補者が現在当社の取締役である場合の、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況については、上記「略歴および重要な兼職の状況」欄に記載のほか、27頁から29頁の事業報告に記載のとおりであります。なお、「略歴および重要な兼職の状況」欄の分掌とは、特定の本部、部門、組織、職位または中核会社の業務について、経営上の重要度および影響度等を勘案してモニタリング、助言・助告を行うことでもあります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者 宮原秀夫、村尾和俊および来島達夫の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。現に社外取締役である社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、宮原秀夫氏が7年、村尾和俊氏が1年となります。
4. 当社は、社外取締役候補者各氏を、上場している証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出る予定であります（再任候補者については、現在も独立役員として届け出ております。）。
5. 当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、宮原秀夫および村尾和俊の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、各氏との間の当該契約を継続いたします。また、当社は、本議案において候補者 来島達夫氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第3号議案 ▶ 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 川岸隆彦および佐々木茂美の両氏が任期満了となります。
つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。（13頁から14頁までに記載）

候補者番号	よね	やま	ひさ	いち	新任	候補者の有する当社株式数
1	米	山	久	一	1961年1月11日生	10,831株

略歴および重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2018年 4月	同 常務執行役員 ガス製造・発電・エンジニアリング事業部長
2014年 4月	同 執行役員 技術戦略部長	2018年 6月	同 取締役 常務執行役員 ガス製造・発電・エンジニアリング事業部長
2014年 8月	同 執行役員 OSAKA GAS USA CORPORATION 取締役社長	2020年 4月	同 取締役 (現在に至る)
2017年 4月	当社常務執行役員 ガス製造・発電事業部長		



監査役候補者とした理由

2018年6月から2020年3月まで当社取締役常務執行役員を務めるなど、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、同氏が監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、今回新たに、監査役候補者としたものであります。

候補者番号

2

さ さ き しげ み
佐々木茂美

再任 社外監査役 独立役員

1948年3月3日生

候補者の有する当社株式数

0株

略歴および重要な兼職の状況

1974年 4月 裁判官任官

2011年 5月 高松高等裁判所長官

2012年 3月 大阪高等裁判所長官

2013年 3月 同 退官

2013年 4月 京都大学大学院法学研究科教授

2018年 3月 同 退任

2016年 6月 当社監査役
(現在に至る)



監査役候補者とした理由

高松高等裁判所長官および大阪高等裁判所長官を務められるなど、法曹実務家としての豊富な経験と専門的知見を有しておられます。また、2016年6月の当社監査役就任以降、社外監査役としての職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外監査役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である国立大学法人京都大学等とガス使用契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同法人等の連結売上高（総収入）の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であります。また、当社は、国立大学法人京都大学に寄付を行っておりますが、その額は、過去3年間平均で1千万円以下であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（15頁参照）を満たしております。

- (注) 1. 候補者 佐々木茂美氏の当社における地位ならびに重要な兼職の状況については、上記「略歴および重要な兼職の状況」欄に記載のほか、28頁の事業報告に記載のとおりであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者 佐々木茂美氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。同氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、4年となります。
4. 当社は、候補者 佐々木茂美氏を、上場している証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ており、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、佐々木茂美氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において同氏の選任が承認可決された場合、同氏との間の当該契約を継続いたします。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

【ご参考】社外役員の独立性の判断基準

当社が定める社外役員の独立性の判断基準は、以下のとおりであります。

1. 当社または関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役、執行役員または使用人（以下「業務執行者」という。）ではなく、その就任の前10年間に、当社グループの業務執行者でないこと
2. 当社を主要な取引先とする者（*1）またはその業務執行者でなく、最近3年間に於いても業務執行者でないこと
3. 当社の主要な取引先（*2）またはその業務執行者でなく、最近3年間に於いても業務執行者でないこと
4. 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を保有している者。以下同じ。）またはその業務執行者でないこと
5. 当社が主要株主となっている者の業務執行者でないこと
6. 当社から多額（*3）の寄付を受けている者またはその業務執行者でないこと
7. 当社から役員報酬以外に多額（*4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）でなく、当社グループの会計監査人でないこと
8. 当社の業務執行者が他の会社における社外役員に就いている場合における当該他の会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者でないこと
9. 下記に掲げる者の近親者（配偶者または二親等内の親族）でないこと
 - (1) 現在および最近3年間に於いて、当社グループの取締役、監査役、執行役員またはこれらの者に準ずる地位にある重要な使用人（以下「重要な業務執行者」という。）
 - (2) 上記2. から6. までに掲げる者のうち、重要な業務執行者
 - (3) 上記7. に掲げる者のうち、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者
10. その他、上記1. から9. までの事由以外で、当社の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反を生じるおそれのないこと

*1 支払金額が当該取引先の連結売上高の2%以上

*2 受取金額が当社グループの連結売上高の2%以上、または借入金残高が当社グループの連結総資産の2%以上

*3 過去3年間平均で1千万円超

*4 過去3年間平均で1千万円または支払先の団体の総売上高（総収入）の2%に相当する額のいずれか大きい額を超えること

ただし、上記1. から10. までのいずれかの条件を満たさない者であっても、当社の独立役員として相応しい者については、その理由を説明・開示することにより、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

以上

I | 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、上期において、企業の設備投資や個人消費が堅調に推移したものの、下期には、記録的な暖冬等の影響に加え、期末にかけて世界各地で新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、厳しい状況を迎えることとなりました。

こうした経営環境のもと、当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”のお役に立つ企業グループ」となることを目指し、積極的に事業活動を展開してまいりました。

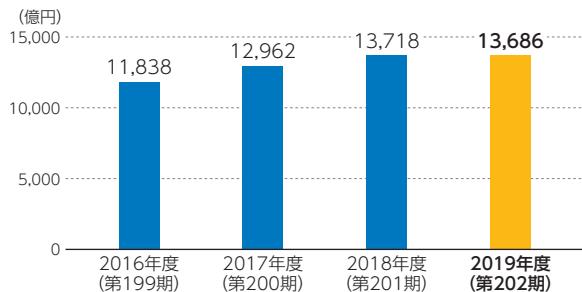
当期における連結売上高は、ガス販売量が減少したことなどにより、前期に比べて0.2%減の1兆3,686億円となりました。(グラフ1)

連結経常利益は、ガス事業で原料価格の変動が都市ガスの販売価格に反映されるまでの時間差による影響(*)や費用減少等により、前期に比べて36.3%増の860億円となりました。(グラフ2)

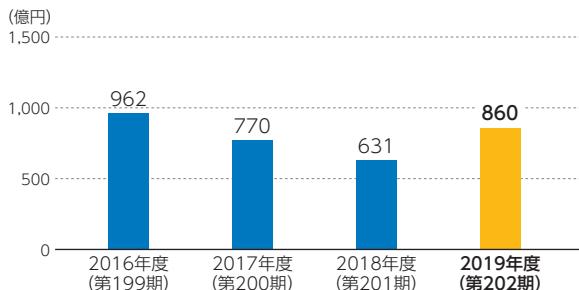
親会社株主に帰属する当期純利益は、海外上流事業で減損損失を計上したものの、ガス事業での増益等により、前期に比べて24.4%増の417億円となりました。(グラフ3)

(※) 原料価格の変動が原料費調整制度に基づく販売単価に反映されるまでには、一定の時間差があるため、一時的な増減益要因となります。当期は一時的な増益要因、前期は一時的な減益要因となっております。

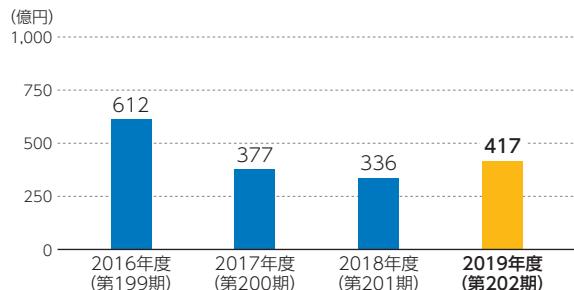
グラフ 1 連結売上高の推移



グラフ 2 連結経常利益の推移



グラフ 3 親会社株主に帰属する当期純利益の推移



以下、当社グループの事業部門別（セグメント別）の概況をご報告いたします。

1 国内エネルギー・ガス

売上高は、前期に比べて3.8%減の9,737億円となりました。

家庭用の都市ガス販売量は、下期の暖冬影響や他社へのスイッチング等により、前期に比べて3.1%減の18億4千1百万m³となりました。

業務用等の都市ガス販売量は、需要開発等による増加があったものの、競合影響や特定のお客さま設備の稼働が減少したことなどにより、前期に比べて8.5%減の55億2千2百万m³となりました。

これらの結果、都市ガス販売量は、前期に比べて7.2%減の73億6千2百万m³となりました。

都市ガス供給件数は、当期末時点で534万5千件となりました。

家庭用のガス機器・サービスにつきましては、給湯、暖房、調理等の機器・設備に加え、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム「エネファーム」等の商品の開発および販売拡大に努めるとともに、ガス機器・水まわりの修理等の住まいのお困りごとに対応する「住ミカタ・サービス」等の各種サービスの提供に努めました。

当期中に「エネファームtype S」の新商品を開発し、本年4月、発売いたしました。従来の機種に比べて、発電効率の向上と小型化を実現するとともに、スマートフォンの専用アプリと連動させてお使いいただけるIoTを活用した機能を拡充しております。停電時も電気と熱を供給する自立運転機能を備えた機種も用意しております。



新グループ組織体制（26頁参照）のPR



ビルトインコンロ「クラスS」



「エネファームtype S」

業務用のガス機器・サービスにつきましては、コージェネレーションシステム、冷暖房システム、厨房機器、ボイラ、工業炉、バーナ等の商品の開発および販売拡大に努めるとともに、エンジニアリング力を活用し、お客さまのニーズに応じた高付加価値のソリューションの提供に努めました。

当期中に冷暖房システムの新商品「GHP XAIR（エグゼア）Ⅲ」を開発し、本年4月、発売いたしました。従来の機種に比べて、エネルギー消費効率を約10%向上させるとともに、設置スペースの低減や軽量化を実現しております。

安定供給・保安の確保につきましては、天然ガスの調達先の多様化、製造・供給設備の保全と計画的な改修、安全機能を備えたガス機器の普及促進等に継続的に取り組みました。

2 国内エネルギー・電力

売上高は、前期に比べて11.1%増の2,048億円となりました。

電力販売量は、前期に比べて13.2%増の131億8千9百万kWhとなりました。

低圧電気需給契約に基づく供給件数は、当期末時点で132万2千件となりました。

お客さまのライフスタイルやニーズにあわせた電気料金メニュー「スタイルプラン」に加え、お客さまの趣味や嗜好にあわせて、他の企業・団体と一緒に楽しく豊かな暮らしを応援する新たな電気料金メニュー「ウィズプラン」のラインアップを拡充するなど、電気の販売拡大に努めました。

GHP XAIRⅢ
GHPエグゼアⅢ



「GHP XAIR（エグゼア）Ⅲ」



ガス供給設備（緊急遮断弁）の点検作業の様子



電力小売のPR

2019年9月、兵庫県姫路市において、姫路天然ガス発電株式会社による天然ガス火力発電所（発電容量約120万kW、2026年営業運転開始予定）の建設を決定し、同年12月には、大分県大分市における太陽光発電事業会社（保有発電容量約2.7万kW）の株式51%を追加取得し、同社（Daigas大分みらいソーラー株式会社に商号変更）を完全子会社とするなど、電源（天然ガス火力発電・再生可能エネルギー発電）の拡大に努めました。

2019年11月、国の定める再生可能エネルギー固定価格買取制度による買取期間（10年間）が満了する近畿圏等のお客さまを対象に、太陽光発電余剰電力の買取サービスを開始いたしました。当社の電気をお使いいただくことで、よりお得になる買取プラン等も設定しております。

中部電力株式会社と共同出資する株式会社CDエナジーダイレクト（出資比率50%）は、首都圏において電気・ガス等の販売拡大に努めました。当社は、中部電力株式会社とともに、それぞれの首都圏における電力販売事業の株式会社CDエナジーダイレクトへの移管を進めてまいりましたが、本年1月、全ての対象事業を同社へ移管することを決定いたしました。



Daigas大分みらいソーラー株式会社の太陽光発電所（大分県）



株式会社CDエナジーダイレクトのPR

3 海外エネルギー

売上高は、前期に比べて51.3%増の612億円となりました。

2019年11月、米国テキサス州でシェールガス生産開発事業を行うSabine Oil & Gas Corporationの全株式を取得いたしました。同社は、米国テキサス州東部に約1,000km²の鉱区を保有しており、現在約1,200本の井戸から、LNG換算で約170万トン/年相当のガスを生産しております。同社を米国エネルギー生産開発事業の推進母体と位置付け、同事業に関する当社の米国子会社の業務や資産を同社グループへ統合し、効率的かつ持続的な事業運営を推進しております。



Sabine Oil & Gas Corporationのシェールガス鉱区（米国テキサス州）

2019年12月、米国テキサス州におけるフリーポートLNGプロジェクトは、LNG生産設備第1系列において商業運転を開始いたしました。当社は、同プロジェクトより約232万トン/年のLNGを調達する予定であり、供給源の分散化や価格指標の多様化を進め、安定的かつ柔軟なLNG調達に努めております。

2019年12月、米国ペンシルベニア州におけるフェアビュー天然ガス火力発電所（発電容量105万kW、事業会社の当社グループ持分50%）が完工し、商業運転を開始いたしました。また、本年3月には、米国の分散型太陽光発電開発事業への参画を決定するなど、米国における電力事業（天然ガス火力発電・再生可能エネルギー発電）の拡大に努めました。

4 ライフ&ビジネス ソリューション

売上高は、前期に比べて4.0%増の2,194億円となりました。

都市開発事業を展開する大阪ガス都市開発株式会社は、当期中に「アーバネックス銀座東Ⅲ」をはじめとする8物件の賃貸マンションを取得し、資産の拡充に努めました。また、「シーンズ塚口」をはじめとする2物件の分譲マンションが竣工いたしました。

情報ソリューション事業を展開する株式会社オーグス総研は、企業情報システムのコンサルティング・設計・開発・運用や、データセンター・クラウドサービス等、総合的なITサービスの提供に努めました。

材料ソリューション事業を展開する大阪ガスケミカル株式会社は、石炭化学技術等を基盤として、ファイン材料、炭素材製品、保存剤等、付加価値の高い材料等の開発および販売拡大に努めました。



フリーポートLNGプロジェクトからのLNG船（泉北製造所への初入港）



フェアビュー天然ガス火力発電所（米国ペンシルベニア州）



シーンズ塚口（兵庫県）

事業部門別 売上高・セグメント利益

	国内エネルギー・ガス	国内エネルギー・電力	海外エネルギー	ライフ&ビジネスソリューション
売上高 (億円)	9,737	2,048	612	2,194
前期比 (%)	△3.8	+11.1	+51.3	+4.0
構成比 (%)	66.7	14.0	4.2	15.0
セグメント利益 (億円)	531	79	81	196
前期比 (%)	+48.4	△9.3	+36.6	+11.1
構成比 (%)	59.8	8.9	9.2	22.1

(注) 事業部門別の売上高・セグメント利益には、事業部門間の内部取引に係る金額を含んでおります。なお、セグメント利益には、持分法による投資損益を含んでおります。

② 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業部門	主要な事業内容
国内エネルギー・ガス	● 都市ガスの製造・供給および販売 ● ガス機器販売 ● ガス配管工事 ● LNG販売 ● LPG販売 ● 産業ガス販売
国内エネルギー・電力	● 発電および電気の販売
海外エネルギー	● 天然ガスおよび石油等に関する開発・投資 ● エネルギー供給 ● LNG輸送
ライフ&ビジネスソリューション	● 不動産の開発および賃貸 ● 情報処理サービス ● ファイン材料および炭素材製品の販売

③ 設備投資の状況

設備投資額につきましては、1,310億円となりました。

当期中に当社のガス本支管は208km増加し、当期末の延長は51,197kmとなりました。

また、ガス製造・供給設備における安定供給と保安の確保を目的とした工事や、当社子会社による天然ガス開発・生産事業に関する設備工事、発電所の建設工事等を実施いたしました。

④ 資金調達の状況

長期借入金につきましては、当期中に441億円を借り入れました。また、社債^(※)につきましては、当期中に普通社債750億円(額面)および劣後特約付社債1,000億円(額面)を発行いたしました。

なお、長期借入金につきましては、当期中に474億円を返済いたしました。また、社債^(※)につきましては、当期中に200億円を償還いたしました。

(※) 短期社債を含んでおりません。

⑤ 対処すべき課題

1. 経営方針

当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”のお役に立つ企業グループ」として、天然ガス・電力・LPGなどのエネルギーとその周辺サービスや、都市開発・材料・情報等のエネルギー以外の様々な商品・サービスを通じて、「お客さま価値」「社会価値」「株主さま価値」「従業員価値」の創造を目指します。そのためには、持続的な成長を実現することが最大の経営課題であると認識し、2017年に長期経営ビジョン2030・中期経営計画2020「Going Forward Beyond Borders」を策定し、2018年には新グループブランド「Daigasグループ」を導入いたしました。

当社グループは、本ビジョン・計画に沿って、社会、地域、お客さまの発展に貢献し、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー&サービスカンパニーとなることを目指し、積極的に事業活動を進めてまいります。また、電力・ガス小売全面自由化等の政策動向に的確に対応するとともに、積極的な成長投資や継続的な経営効率化を進めてまいります。

本年4月から、当社と関係会社の持つ強みを基盤会社3社に集約し、新たなグループ組織体制をスタートいたしました。お客さまの声によりスピーディーにお応えするとともに、当社グループのソリューション力を活かした最適なサービスをワンストップで提供する事業運営を目指します。

2. 重点課題

長期経営ビジョン2030・中期経営計画2020では「国内エネルギー事業」「海外エネルギー事業」「ライフ&ビジネスソリューション事業」を3つの柱とし、それぞれを成長させることで、将来の経営環境の変化に対応するポートフォリオ経営の実践を目指しております。それらの実現に向け、以下のとおり、課題に取り組んでまいります。

(1) 国内・海外エネルギー事業

① 安定的、経済的な原燃料調達、上流（開発・生産）・液化事業の推進

多数の生産者から分散して調達することにより、天然ガス等の原燃料の安定確保に努めるとともに、契約価格指標の多様化等により、市場競争力を高める原燃料調達を目指します。

また、天然ガスの安定調達と収益獲得のため、現在取り組んでいる液化事業・ガス田等のプロジェクトの遂行や、新規権益の取得等を進め、上流事業を着実に推進してまいります。

②競争力のある電源の確保および再生可能エネルギーの普及拡大

国内外での新規電源（天然ガス火力発電・再生可能エネルギー発電等）の開発、卸電力市場からの調達等を通じて、競争力のある電源ポートフォリオの構築および再生可能エネルギーの普及拡大を進めるとともに、海外 I P P（卸電力）事業の強化を図ります。

③安定供給と保安の確保

ガス製造・供給設備、発電設備等の維持・増強・改修、地震・津波対策および感染症の流行等の不測の事態への対策等に継続的に取り組んでまいります。また、万一のガス漏れ等の緊急時への対応を引き続き行い、お客さま先の保安の確保に努めてまいります。

④国内外におけるマーケットビジネスの拡大

燃料電池等のガスコージェネレーションシステムやガス冷暖房の普及、電力・L P G販売の拡大、太陽光発電余剰電力の買取サービス等を通じて、低炭素化や自然災害への対応といった社会課題の解決に貢献してまいります。また、住ミカタ・サービスなどのライフサポートサービス、建物・設備の管理やメンテナンス、水処理、デジタル技術を活用した省エネルギーや設備稼働状況等の見える化など、エネルギー周辺サービスを拡充するとともに、お客さまのライフスタイルやビジネスニーズに応じたエネルギー料金メニューも総合的に提供することで、お客さまの快適な生活の実現やビジネスの発展に貢献してまいります。さらに、各地のエネルギー事業者を含めた様々なパートナーとの連携等を通じ、国内で幅広くマーケットビジネスを拡大してまいります。

海外でも、ガス・電力・エネルギーサービス事業の運営や新規案件の開発等に着実に取り組んでまいります。

⑤エネルギーインフラ開発・エンジニアリング事業の拡大

国内外において、L N G基地等の新規エネルギーインフラ開発を拡大いたします。また、L N Gの導入等を検討しているお客さまに対し、これまでの事業展開で培ったノウハウを活かし、ニーズに応じたソリューションを提案することでエンジニアリング事業を拡大してまいります。

⑥公正で効率的なガス導管事業の推進

託送供給の中立性・透明性の確保や利便性の向上を図りつつ、都市ガス需要の維持・拡大に継続的に取り組んでまいります。

(2) ライフ&ビジネス ソリューション事業

エネルギー事業で培った技術と知見を基盤に、都市開発・材料・情報等の事業において、固有の強みを活かした商品・サービスを提供することで、国内外のお客さまの快適・便利・健康の実現をサポートし、お客さまの豊かな暮らしやビジネスの発展に貢献してまいります。

(3) 経営基盤

①ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した経営の実践

「DaigasグループCSR憲章」に基づき、当社グループ全体のCSR水準を一層高めることでESGに配慮した経営を実践し、国内外における当社グループのサプライチェーンに関わる皆様とともに、お客さまや社会からのさらなる信頼獲得に努めてまいります。

具体的には、天然ガスへの燃料転換、高効率な設備や再生可能エネルギーの導入等により、お客さま先や自らの事業活動におけるCO2排出削減の取り組みを一層拡大いたします。また、国際規範に則った人権や労働・安全衛生への取り組みや、ダイバーシティ、情報セキュリティ対策等を推進いたします。

②イノベーション・技術開発の推進

IoTやAIなど、最先端のデジタル技術や当社グループ内外のアイデアを活用したサービスの提供による新たな価値創造に取り組んでまいります。

また、燃料電池をはじめとするガス機器・設備のさらなる高効率化とコストダウン、新たな材料や情報処理、温暖化対策等に関する技術開発を推進いたします。

③人材・組織の強化

持続的な成長の実現に向け、人材の多様性を高め、新しい価値を生み出せる人材の育成とチャレンジを促す組織風土の醸成を進めてまいります。また、健康で強靱な当社グループであり続けるために、生産性が高く、創造性豊かな働き方を促進する働き方改革に一層積極的に取り組んでまいります。

3. おわりに

グループの内部統制システムの運用状況の確認および評価を継続的に行い、所要の措置を講じることにより、実効性の高い内部統制を行ってまいります。これらの仕組みのもと、以上の課題に対処するとともに、「Daigasグループ企業理念」を実践し、持続的な成長に向けて不断の努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑥ 財産および損益の状況

区分	2016年度 第199期	2017年度 第200期	2018年度 第201期	2019年度 第202期 (当期)
売上高 (百万円)	1,183,846	1,296,238	1,371,863	1,368,689
経常利益 (百万円)	96,276	77,087	63,103	86,018
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	61,271	37,724	33,601	41,788
1株当たり当期 純利益 ^(※1) (円)	147.29	90.71	80.80	100.50
総資産 ^(※2) (百万円)	1,886,577	1,897,230	2,029,722	2,140,482
純資産	991,870	1,028,799	1,035,044	1,027,667

(※1) 2016年度（第199期）から2019年度（第202期）までの「1株当たり当期純利益」は、いずれも2017年10月1日付の株式併合が2016年度（第199期）の期首に行われたと仮定して算定しております。

(※2) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第201期から適用しており、第200期についても、当該会計基準を遡って適用し算定しております。

⑦ 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 主要な営業所等の状況

当社	本 社	本社〔大阪府〕
	事業所 (※1)	大阪事業所〔大阪府〕 南部事業所〔大阪府〕 北部事業所〔大阪府〕 東部事業所〔大阪府〕 兵庫事業所〔兵庫県〕 京滋事業所〔京都府〕
	LNG基地	泉北製造所〔大阪府〕 姫路製造所〔兵庫県〕
	研究所	エネルギー技術研究所 〔大阪府〕
子会社 (※2)	大阪ガス都市開発株式会社〔大阪府〕 株式会社オーグス総研〔大阪府〕 大阪ガスケミカル株式会社〔大阪府〕	

(2) 従業員の状況

事業部門	従業員数(名) (※3)
国内エネルギー・ガス	10,933
国内エネルギー・電力	415
海外エネルギー	287
ライフ&ビジネスソリューション	8,908
合 計	20,543

(※1) ネットワークカンパニーは、それぞれの事業所に地域導管部が所在しております。リビング事業部およびエネルギー事業部(本年4月1日、両事業部を統合し、エナジーソリューション事業部を設置)は、業務別組織で事業活動を展開しております。

(※2) 重要な子会社の本社所在地を主要な営業所としております。

(※3) 従業員数は、就業人員数であります。

⑧ 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

当社グループでは、関係会社のうち、各事業分野において中心的役割を担い、当社グループの経営の基本単位として位置付ける関係会社を中核会社としており、中核会社を重要な子会社としております。

会社名	資本金 (百万円)	持株比率 (%)	主要な事業内容
大阪ガス都市開発株式会社	1,570	100	不動産の開発・賃貸・管理・分譲
株式会社オーグス総研	440	100	ソフトウェア開発、 コンピュータによる情報処理サービス
大阪ガスケミカル株式会社	14,231	100	ファイン材料および炭素材製品等の 製造・販売

(注) 上記の重要な子会社3社を含む連結子会社は、156社であります。

なお、お客さま起点でよりスピーディーな事業運営等を目指すため、新たに設立したエネルギー分野における中心的役割を担う関係会社（基盤会社）3社に当社と関係会社の持つ強みを集約し、本年4月から、新しいグループ組織体制をスタートいたしました。本年4月1日以降は、中核会社に加えて、次の基盤会社（本社所在地は、いずれも大阪府）を重要な子会社としております。

会社名	資本金 (百万円)	持株比率 (%)	主要な事業内容
大阪ガスマーケティング株式会社	100	100	家庭用向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、リフォーム
Daigasエナジー株式会社	310	100	業務用等向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、エネルギーサービス、LNG販売、LPG販売、熱供給
Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社	100	100	ガス製造所・発電所のオペレーション・メンテナンス、発電および電気の販売、エンジニアリング

⑨ 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社りそな銀行	72,510
株式会社三菱UFJ銀行	56,698
株式会社国際協力銀行	34,884
株式会社日本政策投資銀行	20,430
株式会社京都銀行	17,761

II 役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	尾崎 裕		大阪商工会議所会頭 朝日放送グループホールディングス株式会社取締役 塩野義製薬株式会社取締役 株式会社オージス総研取締役 大阪ガスケミカル株式会社取締役
代表取締役社長 社長執行役員	本庄 武宏		大阪府公安委員会委員 大阪ガス都市開発株式会社取締役
代表取締役 副社長執行役員	藤原 正隆	技術統括 イノベーション本部長 分掌：リビング事業部 エネルギー事業部 大阪ガス都市開発株式会社 株式会社オージス総研 大阪ガスケミカル株式会社	大阪ガス都市開発株式会社取締役 株式会社オージス総研取締役 大阪ガスケミカル株式会社取締役
代表取締役 副社長執行役員	宮川 正	CSR統括 担当：地域共創部門 CSR・環境部 東京支社 コンプライアンス部 監査部 地区支配人 統括地区支配人 分掌：ガス製造・発電・エンジニアリング事業部	
代表取締役 副社長執行役員	松井 毅	経営企画本部長 分掌：資源・海外事業部 ネットワークカンパニー 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部	
取締役 常務執行役員	田坂 隆之	エネルギー事業部長	大阪臨海熱供給株式会社代表取締役社長
取締役 常務執行役員	米山 久一	ガス製造・発電・エンジニアリング事業部長	
取締役 常務執行役員	竹口 文敏	担当：秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部	
取締役 常務執行役員	近本 茂	保安統括 ネットワークカンパニー社長	
取締役 常務執行役員	武内 敬	資源・海外事業部長	

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	宮原秀夫		大阪大学大学院情報科学研究科招聘教授 一般社団法人ナレッジキャピタル代表理事 西日本旅客鉄道株式会社取締役
取締役	村尾和俊		西日本電信電話株式会社相談役 公益社団法人関西経済連合会副会長 京阪ホールディングス株式会社取締役 田辺三菱製薬株式会社取締役
監査役（常勤）	川岸隆彦		
監査役（常勤）	藤原敏正		
監査役	木村陽子		公立大学法人奈良県立大学理事
監査役	八田英二		学校法人同志社総長、同理事長 公益財団法人日本学生野球協会会長 公益財団法人日本高等学校野球連盟会長 一般社団法人大学監査協会副会長
監査役	佐々木茂美		一般財団法人日本法律家協会近畿支部理事

- (注) 1. 「担当」欄の分掌とは、特定の本部、部門、組織、職位または中核会社の業務について、経営上の重要度および影響度等を勘案してモニタリング、助言・勧告を行うこととあります。
- 取締役 宮原秀夫、村尾和俊は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 監査役 木村陽子、八田英二、佐々木茂美は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 当社は、社外取締役および社外監査役（社外役員）全員を、上場している証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
 - 各社外役員の「重要な兼職の状況」欄に記載の法人等と当社との間には、記載すべき関係はありません。
 - 取締役 武内敬、村尾和俊および監査役 藤原敏正は、2019年6月20日開催の第201回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
 - 取締役 佐々木隆之は、本年2月20日、逝去により取締役を退任いたしました（退任時、西日本旅客鉄道株式会社相談役）。
 - 監査役 川岸隆彦は、当社財務部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 代表取締役会長 尾崎裕の「重要な兼職の状況」欄に記載の朝日放送グループホールディングス株式会社取締役および塩野義製薬株式会社取締役、取締役 宮原秀夫の同欄に記載の西日本旅客鉄道株式会社取締役、取締役 村尾和俊の同欄に記載の京阪ホールディングス株式会社取締役および田辺三菱製薬株式会社取締役は、社外取締役であります。
 - 当期中の重要な兼職の状況の異動（当社取締役就任以前の異動を除く）
代表取締役会長 尾崎裕は、2019年6月18日、塩野義製薬株式会社取締役就任いたしました。
取締役 村尾和俊は、2019年6月21日、田辺三菱製薬株式会社取締役就任いたしました。

(注) 11.当期末後の取締役の地位および担当の異動

取締役の地位および担当は、本年4月1日、以下のとおりとなりました。

地位	氏名	担当
代表取締役会長	尾 崎 裕	
代表取締役社長 社長執行役員	本 荘 武 宏	
代 表 取 締 役 副社長執行役員	藤 原 正 隆	サービス統括 技術統括 エナジーソリューション事業部長 ^(※1) イノベーション本部長 分掌：大阪ガス都市開発株式会社 株式会社オーグス総研 大阪ガスケミカル株式会社
代 表 取 締 役 副社長執行役員	宮 川 正	ガス製造・発電・エンジニアリング事業部長 担当：地域共創部門 東京支社 監査部 地区支配人 統括地区支配人
代 表 取 締 役 副社長執行役員	松 井 毅	ESG推進統括 ^(※2) 分掌：資源・海外事業部 ネットワークカンパニー 経営企画本部 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部
取 締 役 常務執行役員	田 坂 隆 之	経営企画本部長
取 締 役 常務執行役員	竹 口 文 敏	担当：秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部
取 締 役 常務執行役員	近 本 茂	保安統括 ネットワークカンパニー社長
取 締 役 常務執行役員	武 内 敬	資源・海外事業部長
取 締 役	米 山 久 一	
取 締 役	宮 原 秀 夫	
取 締 役	村 尾 和 俊	

(※1)本年4月1日、リビング事業部とエネルギー事業部を統合し、エナジーソリューション事業部を設置いたしました。

(※2)本年4月1日、CSR統括をESG推進統括といたしました。

(注) 12.当期末後の重要な兼職の状況の異動

取締役 田坂隆之は、本年4月1日、大阪臨海熱供給株式会社代表取締役社長を退任いたしました。

② 社外役員に関する事項

(1) 主な活動状況

地位	氏名	出席状況および発言状況
取締役	宮原 秀夫	13回開催された取締役会に13回出席しております。組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	佐々木 隆之	退任までに10回開催された取締役会に7回出席しております。企業経営・組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	村尾 和俊	2019年6月20日の当社取締役就任後、11回開催された取締役会に11回出席しております。企業経営・組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	木村 陽子	13回開催された取締役会に13回出席し、また14回開催された監査役会に14回出席しております。組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	八田 英二	13回開催された取締役会に13回出席し、また14回開催された監査役会に14回出席しております。組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	佐々木 茂美	13回開催された取締役会に13回出席し、また14回開催された監査役会に14回出席しております。法曹実務家としての豊富な経験と専門的知見を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。

(注) 取締役 佐々木隆之は、本年2月20日、逝去により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役（佐々木隆之氏を含む）および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

各取締役の報酬額は、社外役員が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、株主総会でご承認いただいた上限額（月額63百万円）の範囲内で、取締役会の決議による委任に基づき代表取締役社長が決定することとしております。決定にあたっては、取締役会の決議により定める規則にしたがい、各取締役の地位および担当、世間水準、会社業績等を踏まえており、会社業績に連動する部分については、直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益を主な指標としております（※1）。

（※1）社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、固定報酬のみとしております。

取締役（社外取締役を除く）は、月額報酬から一定額を拠出し、役員持株会を通じて自社株式を購入しております。

各監査役の報酬額は、株主総会でご承認いただいた上限額（月額14百万円）の範囲内で、監査役の協議により、各監査役の地位等を踏まえて決定いたします（※2）。

（※2）監査役（社外監査役を含む）は、業務執行から独立した立場であることから、固定報酬のみとしております。

なお、取締役および監査役に対する退職慰労金については、廃止しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	513	308	205	11
監査役（社外監査役を除く）	69	69	—	3
社 外 取 締 役	31	31	—	4
社 外 監 査 役	32	32	—	3

(注) 1. 取締役の報酬等の総額は545百万円、監査役の報酬等の総額は101百万円、社外役員の報酬等の総額は63百万円となっております。

2. 上記の報酬等の額および員数には、2019年6月20日開催の第201回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分（うち1名は社外取締役）および監査役1名分、本年2月20日に逝去により退任した社外取締役1名分を含んでおります。

Ⅲ 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

① 発行株式数と株主数

項目	内容
発行可能株式総数	700,000,000株
発行済株式の総数(※)	416,680,000株
株主数	103,666名

(※) 自己株式895,971株を含んでおります。

② 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,935	7.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	22,655	5.45
日本生命保険相互会社	19,242	4.63
株式会社三菱UFJ銀行	13,985	3.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	12,389	2.98
株式会社りそな銀行	10,555	2.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	7,901	1.90
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	6,935	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	6,806	1.64
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	6,188	1.49

(注) 持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式の数を除いております。

IV | 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等

(1) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	93 (※)	121
当 社 子 会 社	117	33
合 計	211	155

(※) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、組織再編に係る会計・税務面の専門的見地からの助言の提供等を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役の全員の同意により解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、独立性等を総合的に評価し、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V | 業務の適正を確保するための体制に関する事項

1. 内部統制システムの概要

当社は、取締役会において、当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）について定めており、その概要は以下のとおりであります。

① 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役・従業員は、職務の執行の前提となる情報収集・事実調査を十分に行い、的確な事実認識のもと、職責権限に関する規程に基づき、合理的な判断を行う。
- (2) 業務執行取締役は、取締役会における適正な意思決定に資するとともに、監督機能の充実を図るため、独立性を有する社外役員を確保する。また、取締役会の監督機能の充実を図るとともに、効率的な業務執行の体制を確立するため、執行役員制度を採用する。
- (3) 業務執行取締役は、社長および取締役会の判断に資することを目的として経営会議を設け、経営の基本方針および経営に関する重要な事項について審議する。
- (4) 業務執行取締役は、「DaigasグループCSR憲章」を踏まえて、「Daigasグループ企業行動基準」を定め、当社グループの取締役および従業員にこれを周知徹底することにより、当社グループにおける法令・定款に適合した職務の執行の確保はもとより、公正で適切な事業活動（環境保全への貢献、社会貢献活動の推進、反社会的勢力との関係遮断等を含む。）を推進する。
- (5) 業務執行取締役は、内部通報制度である相談・報告制度とCSR委員会（※1）の設置により、当社グループにおけるコンプライアンスに係る状況の把握とコンプライアンスの推進に努める。

（※1）CSR委員会は、本年4月1日よりESG推進委員会となりました。

- (6) 当社グループの取締役・従業員は、当社グループにおけるコンプライアンスに係る問題を発見したときは、事案の重大性・緊急性に応じ、業務執行取締役もしくは上長に相談・報告するか、または相談・報告制度により報告する。業務執行取締役、コンプライアンス部長（※2）または上長は、その内容を調査し、所要の改善措置を講じる。

（※2）コンプライアンス部を総務部に統合したことに伴い、本年4月1日より総務部長が役割を担うこととなりました。

② 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社グループの業務執行取締役・従業員は、職責権限に関する規程に基づき、判断要素、判断過程等を明記した取締役会議事録、稟議書等を作成する。
- (2) 当社グループの業務執行取締役・従業員は、取締役会議事録、稟議書その他の職務の執行に係る情報を、情報の特性に応じて、適切に保存し、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行取締役は、製造・供給設備の工事、維持および運用に関する事項について保安規程を定めるとともに、製造供給体制の整備を推進することなどにより、ガス事業における保安の確保と

安定供給に万全を期す。

- (2) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長（当社の基本的組織単位の長）は、リスク（外的要因による危険、内的要因による危険、外部者との取引等に伴う危険）ごとに、リスク発生の未然防止、または発生した場合の損失の最小化のための対応策を講じ、損失の危険の管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理は、各基本組織および各関係会社を基本単位とする。
- (4) 当社グループの経営に特に重要な影響を与える可能性がある緊急非常事態への対応は、災害対策に関する規程および事業継続計画による。

④ 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、職責権限に関する規程により、当社・当社グループにおける業務分担と意思決定に関する事項を定める。また、組織等の制度内容や職務の遂行に際しての一般的な遵守事項について規程等を定め、これらを周知徹底することにより、円滑な組織運営、業務の品質向上・効率化を図る。
- (2) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、企業価値の最大化を目的として、当社・当社グループの中期経営計画と単年度計画を定めるとともに、業績管理指標により達成状況をフォローし、計画達成に向けて注力する。

⑤ 業務の適正を確保するためのその他の体制

前記各事項に加えて、業務執行取締役は、次の措置を講じるとともに、適正な運用に努める。

- (1) 当社グループの各事業分野において中心的役割を担う会社（中核会社）または関係会社を管理する基本組織（経営サポート組織）を定め、関係会社の日常的な経営管理を行う。
- (2) 当社グループ全体の法令・定款適合性や効率性等について、当社の監査部長が内部監査を行う。その監査結果を受けて必要がある場合には、速やかに改善措置を講じる。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するため、これに係る内部統制の整備、運用および評価を行う。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 業務執行取締役は、監査役求めがあれば、従業員を監査役職務の補助に従事させ、監査役補助者が所属する監査役室を設置する。
- (2) 監査役補助者は、監査役職務の補助に専従する。

⑦ 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 業務執行取締役は、全従業員に等しく命ずべき職務を除き、監査役補助者を指揮命令できない。
- (2) 業務執行取締役は、監査役補助者の人事考課、異動等を行う場合、事前に監査役の意見を徴し、これを尊重する。

⑧ 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは、直ちに報告する。

- (2) 当社グループの取締役、従業員または関係会社の監査役は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、相談・報告制度の主な通報状況、その他重要な事項を、遅滞なく報告する。
- (3) 当社グループの取締役・当社の従業員は、監査役から職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、遅滞なく報告する。
- (4) 当社グループの業務執行取締役・上長は、前各項に基づき監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行わない。

⑨ 監査役が実効的に行われることを確保するためのその他の体制

- (1) 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換できる。
- (2) 監査役は、経営会議および全社委員会に出席でき、稟議書等の職務の執行に係る重要な情報を適時に調査できる。
- (3) 業務執行取締役は、監査役の職務の執行に必要な費用または債務を会社として負担する。

⑩ 運用状況の確認等

- (1) 業務執行取締役は、内部統制システムの運用状況の確認および評価を定期的に行い、その結果を取締役に報告する。
- (2) 業務執行取締役は、内部統制システムの評価結果、その他の状況を勘案し、必要に応じ、所要の措置を講じる。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制システムの運用状況について、各事項の確認項目を設け、関係する組織長等から報告を受けることにより定期的に確認しており、本年4月27日開催の取締役会において、内部統制システムが適切に運用されている旨の報告をしております。

当期における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する事項

CSR委員会は、コンプライアンス部会、環境部会、社会貢献部会、リスク管理部会を設置し^(※)、各分野におけるCSRをより一層推進しております。

(※) 本年4月1日より、コンプライアンス部会、リスク管理部会を、コンプライアンス・リスク管理部会として統合いたしました。

「Daigasグループ企業行動基準」およびその解説等を内容とする教材をイントラネットに常時掲示することなどにより、当社グループの取締役および従業員に対し周知し、理解促進と定着を図っております。

大阪ガスケミカル株式会社は、浄水処理施設等で使用する活性炭の入札案件において、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同社では、再発防止に向けた規程の整備や、研修、監査等を実施しております。今後も当社グループ全体で関係法令の遵守に努めてまいります。

また、相談・報告制度に関しては、制度のさらなる理解と利用の促進を図るため、ポスターの掲示による周知を行うとともに、イントラネット等を通じてコンプライアンスの考え方や制度に関する解説を実施しております。

② リスク管理に関する事項

基本組織長・関係会社社長は、損失の危険の管理を推進し、定期的にリスクマネジメントの点検を実施しております。各基本組織および各関係会社においては、リスクマネジメントの自己点検をシステム化した「G-RIMS (Gas Group Risk Management System)」等を活用して、リスクの把握、対応状況の点検とフォロー等を実施しております。

保安・防災等のグループに共通するリスク管理に関しては、主管組織を明確にし、各基本組織と各関係会社をサポートすることで、グループ全体としてのリスクマネジメントに取り組んでおります。

緊急非常事態に対する備えとして、災害対策に関する規程および事業継続計画を整備しております。当期においては、災害対応訓練とBCP訓練から成る全社総合防災訓練や、ガス導管事業者とガス小売事業者との連携を図る災害時連携教育・訓練を行いました。

国内外での新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、対策本部を設置して当社グループにおける対応状況を確認するとともに、適宜感染予防策等を実施しております。

当社グループにおけるサイバーセキュリティ対策を強化するため、サイバーセキュリティ委員会を設置し、当社グループネットワーク外からの攻撃への対策の強化等を行いました。

③ 当社グループにおける経営管理に関する事項

中核会社または経営サポート組織が管理する関係会社を定め、関係会社から重要事項についての報告を受けて経営課題を把握するとともに、G-RIMSの活用や監査の実施等により、日常的な経営管理を行っております。

内部監査部門である監査部は、各組織および各関係会社を対象に計画的な内部監査を実施するとともに、内部監査実施から一定期間経過後のフォローアップ監査を実施しております。

④ 監査役の監査の実効性に関する事項

常勤監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を行っており、社外監査役も適宜参加しております。監査役は、会計監査人との意見交換の機会も活用し、その適格性、専門性、独立性等を評価しております。

常勤監査役は、経営会議、CSR推進会議^(※)、投資評価委員会等の重要会議に出席し、稟議書等の重要文書を閲覧しております。また、取締役会における内部統制システムの決議において、監査役への報告を要する事項を明確にし、周知を行っております。

(※) CSR推進会議は、本年4月1日よりESG推進会議となりました。

監査役の職務の補助に専従する監査役補助者を4名配置しております。

以上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

資産の部	
固 定 資 産	1,580,462
有 形 固 定 資 産	1,014,572
製 造 設 備	84,258
供 給 設 備	264,657
業 務 設 備	55,072
そ の 他 の 設 備	542,101
建 設 仮 勘 定	68,482
無 形 固 定 資 産	98,322
投 資 そ の 他 の 資 産	467,568
投 資 有 価 証 券	332,200
長 期 貸 付 金	25,981
退 職 給 付 に 係 る 資 産	44,264
そ の 他	65,924
貸 倒 引 当 金	△802
流 動 資 産	560,019
現 金 及 び 預 金	147,201
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	210,515
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	47,844
た な 卸 資 産	108,092
そ の 他	47,005
貸 倒 引 当 金	△640
資 産 合 計	2,140,482

負債の部	
固 定 負 債	800,502
社 債	289,993
長 期 借 入 金	363,757
ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	1,290
保 安 対 策 引 当 金	9,339
器 具 保 証 引 当 金	13,074
退 職 給 付 に 係 る 負 債	17,590
そ の 他	105,455
流 動 負 債	312,312
1年以内に期限到来の固定負債	71,294
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	59,363
そ の 他	181,654
負 債 合 計	1,112,815
純資産の部	
株 主 資 本	952,160
資 本 金	132,166
資 本 剰 余 金	19,483
利 益 剰 余 金	802,313
自 己 株 式	△1,802
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	45,332
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	41,336
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△14,161
土 地 再 評 価 差 額 金	△737
為 替 換 算 調 整 勘 定	10,085
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	8,809
非 支 配 株 主 持 分	30,174
純 資 産 合 計	1,027,667
負 債 純 資 産 合 計	2,140,482

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

■連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目			
売	上	高	1,368,689
売	上	原 価	961,983
(売 上 総 利 益)			(406,705)
供給販売費及び一般管理費			322,913
(営 業 利 益)			(83,792)
営	業	外 収 益	24,746
	受	取 利 息	4,262
	受	取 配 当 金	7,070
	持	分 法 に よ る 投 資 利 益	5,225
	雑	収 入	8,187
営	業	外 費 用	22,520
	支	払 利 息	12,192
	雑	支 出	10,327
(経 常 利 益)			(86,018)
特	別	損 失	15,568
	減	損 損 失	15,568
(税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益)			(70,449)
法人税、住民税及び事業税			23,451
法 人 税 等 調 整 額			4,056
(当 期 純 利 益)			(42,942)
非支配株主に帰属する当期純利益			1,153
親会社株主に帰属する当期純利益			41,788

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

資産の部				
固 定 資 産				1,279,203
有 形 固 定 資 産				419,582
製 造 設 備				83,401
供 給 設 備				264,584
業 務 設 備				54,225
附 帯 事 業 設 備				3,166
建 設 仮 勘 定				14,204
無 形 固 定 資 産				25,303
特 許 権				2
借 地 権				2,999
そ の 他 無 形 固 定 資 産				22,301
投 資 そ の 他 の 資 産				834,318
投 資 有 価 証 券				64,268
関 係 会 社 投 資				534,020
関 係 会 社 長 期 貸 付 金				194,143
出 資 金				21
長 期 前 払 費 用				5,722
前 払 年 金 費 用				31,945
そ の 他 投 資 金				4,472
貸 倒 引 当 金				△276
流 動 資 産				364,139
現 金 及 び 預 金				128,212
受 取 手 形 金				284
売 掛 金				96,822
関 係 会 社 売 掛 金				18,838
未 収 入 金				12,410
製 品				77
原 料				52,106
貯 蔵 品				12,560
関 係 会 社 短 期 債 権				32,218
そ の 他 流 動 資 産				10,869
貸 倒 引 当 金				△261
資 産 合 計				1,643,343

負債の部				
固 定 負 債				562,975
社 長 期 借 入 債 権				289,993
関 係 会 社 長 期 借 入 債 権				234,631
繰 延 税 金 負 債				783
退 職 給 付 引 当 金				884
ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金				2,971
保 器 対 策 引 当 金				1,206
そ の 他 固 定 負 債				9,339
流 動 負 債				13,074
1年以内に期限到来の固定負債				10,089
買 掛 金				55,845
短 期 借 入 金				24,352
未 払 金				3,000
未 払 法 人 税 用 等 金				22,957
前 払 費 用				40,745
預 り 金				11,456
関 係 会 社 短 期 借 入 金				8,160
関 係 会 社 短 期 借 入 金				1,815
そ の 他 流 動 負 債				91,194
負 債 合 計				35,126
				6,067
				863,697
純資産の部				
株 主 資 本				754,244
資 本 金				132,166
資 本 剰 余 金				19,494
そ の 他 資 本 剰 余 金				19,482
利 益 剰 余 金				11
利 益 準 備 金				604,386
そ の 他 利 益 剰 余 金				33,041
特 定 資 産 買 換 等 圧 縮 積 立 金				241
海 外 投 資 等 損 失 準 備 金				14,763
原 価 変 動 調 整 積 立 金				89,000
別 途 積 立 金				62,000
繰 越 利 益 剰 余 金				405,339
自 己 株 式				△1,802
自 己 株 式				△1,802
評 価 ・ 換 算 差 額 等				25,402
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金				30,398
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金				30,398
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益				△4,996
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益				△4,996
純 資 産 合 計				779,646
負 債 純 資 産 合 計				1,643,343

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

■損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

費用	
売上原価	364,639
期首たな卸高	71
当期製品製造原価	371,078
当期製品仕入高	41
当期製品自家使用高	6,474
期末たな卸高	77
(売上総利益)	(276,084)
供給販売費	204,581
一般管理費	48,300
(事業利益)	(23,202)
営業雑費用	105,653
受注工事費用	22,353
その他営業雑費用	83,299
附帯事業費用	315,425
(営業利益)	(45,788)
営業外費用	10,349
支払利息	4,143
社債利息	3,142
社債発行費償却	1,103
雑支出	1,960
(経常利益)	(58,496)
(税引前当期純利益)	(58,496)
法人税等	11,400
法人税等調整額	2,116
当期純利益	44,979
合計	1,107,445

収益	
ガス事業売上高	640,724
ガス売上	611,540
託送供給収益	27,933
事業者間精算収益	1,032
受託製造収益	217
営業雑収益	121,136
受注工事収益	23,091
その他営業雑収益	98,044
附帯事業収益	322,528
営業外収益	23,056
受取利息	1,622
有価証券利息	11
受取配当金	2,098
関係会社受取配当金	12,185
雑収入	7,138
合計	1,107,445

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 研 了 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 重 田 象 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 研 了 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 重 田 象 一 郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第202期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第202期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図りながら、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（金融庁・企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告記載の子会社が独占禁止法に基づく排除措置命令等を受けた件に関しては、再発防止策の実施を確認しております。引き続き当社グループにおける法令遵守の取り組みを注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

大阪瓦斯株式会社 監査役会

監査役（常 勤）川 岸 隆 彦 ㊞
 監査役（常 勤）藤 原 敏 正 ㊞
 監査役（社外監査役）木 村 陽 子 ㊞
 監査役（社外監査役）八 田 英 二 ㊞
 監査役（社外監査役）佐々木 茂 美 ㊞

株式伝言板

1 | 単元未満株式の買取請求・買増請求のご案内

証券取引所での株式の売買単位は単元株式数とされており、単元未満株式（100株未満の株式）は証券取引所で売買することができませんので、単元未満株式の買取請求制度・買増請求制度をご利用ください（手数料無料）。

買取請求制度とは

株主さまが単元未満株式を、当社に対して時価で売り渡す制度です。

買増請求制度とは

証券取引所での売却が可能となるように、株主さまが単元未満株式を一単元の株式にするために必要な株式を、当社から株主さまに時価で売り渡す制度です。

- (注) 1. 単元未満株式の買取請求・買増請求は、特別口座（株券電子化までに株券を証券会社等に預け入れていない株主さまの権利を保護するため、当社が三井住友信託銀行株式会社に開設した口座）の株式についても、証券会社等の口座に移し替えることなく行うことができます。
2. 当社は、単元未満株式の買取請求・買増請求に係る手数料を無料としておりますが、証券会社等の口座管理機関が手数料を定めている場合があります。

2 | 配当金の受取方法のご案内

配当金領収証により現金で受け取る以外に、次の受取方法をご指定いただけます。いずれも、安全、確実、迅速な受取方法であり、これらの方法をお勧めします。

① 銀行預金口座への振込

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込

③ 「登録配当金受領口座方式」での受け取り

（株主さまが保有する全ての銘柄の配当金を、株主さまが指定する一つの預金口座で受け取る方法）

④ 「株式数比例配分方式」での受け取り

（株主さまの株式を管理する証券会社等の口座管理機関ごとに、株式数に応じて配当金を受け取る方法）

- (注) 1. ③の方法につきましては、ゆうちょ銀行の貯金口座はご指定いただけません。
2. (他の銘柄を含めて)特別口座の株式を保有されている場合には、④の方法はご指定いただけません。
3. NISA口座の株式の配当金等を非課税にするためには、④の方法をご指定いただく必要があります。
4. 配当金領収証の払渡期間が経過していても、支払開始の日から10年以内であれば、三井住友信託銀行株式会社において配当金をお受け取りいただけます。

3 | 「マイナンバー」お届出のお願い

市区町村から株主さまに通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手續（※）で必要となります。
お届出がお済みでない株主さまは、お取引の証券会社等の口座管理機関へお届出ください。

（※）法令に基づき、当社が作成する支払調書（配当金や単元未満株式の買取請求等に関する支払調書）に株主さまのマイナンバーを記載し、税務署へ提出する必要があります。

・ 1、2の手續の詳細の
お問い合わせ先

・ 3のマイナンバーの
お届出先・お届出用紙の
ご請求等のお問い合わせ先

証券会社等の口座の株式：お取引の証券会社等の口座管理機関

特別口座の株式：三井住友信託銀行株式会社

証券代行部（ 0120-782-031）

（受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで

基準日 定時株主総会 3月31日
期末配当 3月31日
中間配当 9月30日

定時株主総会開催月 6月

株主名簿管理人および特別口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社

（同連絡先）三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031

（受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

公告の方法

電子公告

（公告掲載アドレス <https://www.osakagas.co.jp/index.html>）

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。



株主総会会場ご案内図



大阪ガス本社（ガスビル）
1階御堂筋側はりそな銀行です

交通のご案内

地下鉄御堂筋線

- 淀屋橋駅下車
南出入口（⑬号出口）から
徒歩約3分
- 本町駅下車
北出入口（②号出口）から
徒歩約7分

京阪電車

- 淀屋橋駅下車
出入口（③号出口）から
徒歩約12分

株主さまへのお土産の配布は取り止めさせていただいております。



この印刷物は、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用し、環境保全のため、FSC®認証紙と植物油インキを使用して印刷しています。



大阪ガスグループは、Daigasグループへ。

大阪ガス株式会社

〒541-0046
大阪府中央区平野町四丁目1番2号
TEL 06-6202-2955

**連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表**

第202期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

大阪瓦斯株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様へご提供しております。

連結株主資本等変動計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	132,166	19,222	782,523	△1,744	932,167
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,208		△1,208
会計方針の変更を反映した 当期首残高	132,166	19,222	781,314	△1,744	930,959
当期変動額					
剰余金の配当			△20,790		△20,790
親会社株主に帰属する 当期純利益			41,788		41,788
自己株式の取得				△60	△60
自己株式の処分		△0		2	2
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		260			260
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	260	20,998	△57	21,201
当期末残高	132,166	19,483	802,313	△1,802	952,160

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	50,617	△4,007	△737	11,189	15,110	72,172	30,704	1,035,044
会計方針の変更による 累積的影響額	1,215					1,215		7
会計方針の変更を反映した 当期首残高	51,833	△4,007	△737	11,189	15,110	73,388	30,704	1,035,051
当期変動額								
剰余金の配当								△20,790
親会社株主に帰属する 当期純利益								41,788
自己株式の取得								△60
自己株式の処分								2
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								260
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△10,496	△10,154		△1,104	△6,300	△28,055	△530	△28,585
当期変動額合計	△10,496	△10,154	—	△1,104	△6,300	△28,055	△530	△7,384
当期末残高	41,336	△14,161	△737	10,085	8,809	45,332	30,174	1,027,667

連結注記表

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 156社

(主要な連結子会社の名称)

大阪ガスケミカル株式会社、大阪ガス都市開発株式会社、株式会社オーガス総研

(連結の範囲の重要な変更)

Sabine Oil & Gas Corporationは、株式を取得したことにより新たに子会社となったため、当連結会計年度より、連結子会社に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社数 23社

(主要な持分法適用関連会社の名称)

出光スノーレ石油開発株式会社、Sumisho Osaka Gas Water UK, Ltd.

(持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社の名称等)

持分法を適用しない関連会社のうち、主要なものは株式会社エネットであります。

持分法を適用しない関連会社については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております)

時価のないもの 主として移動平均法による原価法

b. たな卸資産

主として移動平均法による原価法によっております。なお、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

c. デリバティブ 時価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、主として定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

b. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、主として定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

c. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、前回の修繕実績額に基づく次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分計上しております。

c. 保安対策引当金

ガス事業の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、安全型機器の普及促進等及びそれに伴う点検・周知業務の強化、並びに経年ガス導管の対策工事に要する費用等の見積額を計上しております。

d. 器具保証引当金

器具の販売に伴い当社が保証するサービス費用の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

④その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主として発生した連結会計年度に費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として10年による定額法に基づき、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。

b. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号2018年9月14日）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号2018年9月14日）（以下「実務対応報告第18号等」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、在外子会社等において国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益として修正することとしております。

実務対応報告第18号等の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、連結貸借対照表の当連結会計年度の期首において、利益剰余金は1,215百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1,215百万円増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

当社の連結子会社であるOsaka Gas USA Corporationが、当連結会計年度に米国シェールガス開発事業を行うSabine Oil & Gas Corporationの全株式を取得したことに伴い、Osaka Gas USA Corporationを通じて前連結会計年度に取得し無形固定資産として計上していた同社のガス田開発に係る資産についても、同社の資産管理方法に準じて有形固定資産として表示しております。

4. 連結貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

有形固定資産	132,490百万円
投資その他の資産	125,251百万円
その他	59,949百万円
計	317,691百万円

②担保に係る債務

73,605百万円

上記のほか、連結処理により相殺消去されている子会社・関連会社株式等27,481百万円を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,704,741百万円

(3) 保証債務等

保証債務

9,368百万円

5. 土地再評価差額に関する注記

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布 法律第19号）に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、再評価差額（税効果部分を除く）を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。再評価の方法は「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める路線価方式に合理的に調整を行って算定する方法によっております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達については金融機関からの借入や社債発行により、資金運用については安全性の高い金融資産で運用する方針であります。受取手形及び売掛金の顧客信用リスクに関しては、経理規程等に依りリスクの軽減を図っております。デリバティブ取引は、社債及び借入金の金利の固定・変動比率の調整及び金利水準の確定に係る金利スワップ取引、為替相場の変動による収支変動を軽減する為替予約取引及び通貨オプション取引、原油・天然ガス価格等の変動による収支変動を軽減する原油・天然ガス価格等に関するスワップ取引及びオプション取引並びに気温の変動による収支変動を軽減する天候デリバティブ取引等を利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	147,201	147,201	—
②受取手形及び売掛金	210,515	210,515	—
③有価証券及び投資有価証券	86,329	86,329	—
資産計	444,046	444,046	—
①支払手形及び買掛金	59,363	59,363	—
②短期借入金	20,029	20,029	—
③社債（※1）	319,992	327,165	7,172
④長期借入金（※1）	401,827	420,116	18,288
負債計	801,213	826,674	25,461
デリバティブ取引（※2）	△675	△675	—

（※1）1年以内に返済予定のものを含んでおります。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、並びに②短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

④長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注2）関連会社株式及び非上場株式等（連結貸借対照表計上額245,870百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

株主資本等変動計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					特定資産 買換等 圧縮積立金	海外投資等 損失準備金	原価変動 調整積立金	
当期首残高	132,166	19,482	11	19,494	33,041	241	16,563	89,000
当期変動額								
海外投資等損失準備金の取崩							△1,799	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△0	△0	—	—	△1,799	—
当期末残高	132,166	19,482	11	19,494	33,041	241	14,763	89,000

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計						
	別途積立金	繰越利益 剰余金							
当期首残高	62,000	379,349	580,196	△1,744	730,112	37,760	△2,860	34,900	765,013
当期変動額									
海外投資等損失準備金の取崩		1,799	—		—				—
剰余金の配当		△20,790	△20,790		△20,790				△20,790
当期純利益		44,979	44,979		44,979				44,979
自己株式の取得				△60	△60				△60
自己株式の処分				2	2				2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△7,362	△2,136	△9,498	△9,498
当期変動額合計	—	25,989	24,189	△57	24,131	△7,362	△2,136	△9,498	14,633
当期末残高	62,000	405,339	604,386	△1,802	754,244	30,398	△4,996	25,402	779,646

個別注記表

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、次によっております。

満期保有目的の債券 償却原価法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価は、次によっております。なお、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

製品 総平均法による原価法

原料 移動平均法による原価法

貯蔵品 移動平均法による原価法

③デリバティブの評価は、時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生した期に費用処理しております。

数理計算上の差異は、10年による定額法に基づき、それぞれ発生時の翌期から費用処理しております。

③ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、前回の修繕実績額に基づく次回修繕見込額を次回修繕までの期間に配分計上しております。

④保安対策引当金は、ガス事業の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、安全型機器の普及促進等及びそれに伴う点検・周知業務の強化、並びに経年ガス導管の対策工事に要する費用等の見込額を計上しております。

⑤器具保証引当金は、器具の販売に伴い当社が保証するサービス費用の支出に備えるため、当該費用の見込額を計上しております。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	
投資その他の資産	5,933百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び無形固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	2,282,496百万円
無形固定資産の減価償却累計額	11,344百万円
(3) 保証債務等	
保証債務	57,007百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高	
関係会社に対する売上高	100,982百万円
関係会社からの仕入高	194,998百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高	33,978百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の数	普通株式	895,971株
---------------	------	----------

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産の主な発生原因は、有価証券評価損、器具保証引当金、減価償却資産償却超過額であります。
- (2) 繰延税金負債の主な発生原因は、その他有価証券評価差額金、前払退職給付費用、租税特別措置法上の準備金であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

会社名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
Osaka Gas USA Corporation	所有 直接100%	子会社	増資の引受 (注1)	72,384	—	—
Osaka Gas Gorgon Pty. Ltd.	所有 間接100%	子会社	債務保証 (注2)	27,279	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社がOsaka Gas USA Corporationの行った株主割当増資を引き受けたものであります。

(注2) Osaka Gas Gorgon Pty. Ltd. の株式会社国際協力銀行等からの長期借入金に対する保証であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,875円12銭
(2) 1株当たり当期純利益	108円18銭